

別表1

農 業 企 業 化 資 金 利 子 負 担 率 表

令和8年8月20日改定

(単位：％)

資 金 区 分			個人 共同 の別	融資 機関	基準 金利	県 利 子 補 給 率			貸付 利率	長期 協会 助成	実質 負担 利率	
						基本 補給率	県超過	計				
農 業 近 代 化 資 金	一般資金		個人	単協等	4.45	1.25		1.25	3.20		3.20	償還期限 (5 年以下) (5 年超 6 年以下) (6 年超 7 年以下) (7 年超 8 年以下) (8 年超 9 年以下) (9 年超 10 年以下) (10 年超 11 年以下) (11 年超 12 年以下) (12 年超 13 年以下) (13 年超 14 年以下) (14 年超 15 年以下) <

※認定農業者等の実質負担利率は、担い手経営発展支援金融対策事業（長期協会助成）の対象となった場合に、貸付6年目以降に実際に負担する利率です。
なお、同事業の利子助成により貸付当初5年間最大2％の利子助成を受けられることから、貸付当初5年間は、貸付利率から2％を差し引いた率（下限0％）が実質負担利率となります。